

奈良県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十五号

奈良県立自然公園条例の一部を改正する条例

奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十四条」を「―第二十五条」に、「第二十五条―第二十七条」を「第二十六条―第二十八条」に改める。

第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

第十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町村等以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第十七条第三項に次の一号を加える。

十七 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第二十二條第一項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第二十二條第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第二十七條を第二十八條とし、第二十六條を第二十七條とする。

第二十五條第一項中「第十三條又は第二十條第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同項に次の

各号を加える。

一 第十三条又は第二十条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第十七条第三項の規定に違反したとき。

第二十五条第二項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同項第一号中「第八条第六項」を「第八条第三項の認可を受けた者が、同条第六項」に、「者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同項第二号中「者」を「とき。」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「違反した」の下に「ときは、当該違反行為をした」を加え、同条第四項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同項第一号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同項第七号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同項第八号中「者」を「とき。」に改め、同条を第二十六条とする。

第六章中第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（利用の増進のための情報の提供）

第二十四条 県は、自然公園の利用の増進に資するため、自然公園に関する情報の提供を行うように努めるものとする。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。